

「京丹後市ふるさと応援寄附金」返礼品提供事業者募集要領

1 概要

京丹後市では、京丹後市ふるさと応援寄附金条例第1条の目的を達成するために、本市へ寄附された方（市外在住の個人）に対し、京丹後らしい豊かな自然を生かした農林水産業、質の高い織物、機械金属、観光業と、長寿を育む風土を表す返礼品を贈呈しています。

つきましては、返礼品となる商品等の出品を希望する事業者（以下、「返礼品提供事業者」という。）を募集します。

※ふるさと納税制度の趣旨を踏まえた返礼品を募集します。

※原則として、寄附下限額は5,000円、必要寄附金額は1,000円刻みで設定します。

2 返礼品贈呈事業の流れ

（1）ふるさと納税ポータルサイト

本事業は、原則として次の掲げるふるさと納税ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）を活用して寄附募集を実施します。

- ア ふるさとチョイス
- イ さとふる
- ウ 楽天ふるさと納税
- エ ふるなび
- オ 京丹後市特設サイト
- カ ANAのふるさと納税
- キ ふるさとプレミアム
- ク ふるラボ
- ケ au PAY ふるさと納税
- コ Amazon ふるさと納税
- サ 三越伊勢丹ふるさと納税
- シ 一休.com ふるさと納税
- ス 海の京都コイン

※上記のほか、ア～スに掲載する契約手続の過程で追加して掲載することができるサイト（ふるさとチョイスのパートナーサイト等）

（2）返礼品提供事業者の事務の流れ

- ア 寄附者がポータルサイトから寄附申込・返礼品の選択を行う。
- イ 市は寄附者からの入金確認後、市から受発注管理等を委託する中間事業者を通じて返礼品提供事業者に対して返礼品の発注を行う。
- ウ 返礼品提供事業者は、原則として市が指定する配送事業者の集荷に合わせて、寄附者へ返礼品を送付する。
- エ 返礼品提供事業者は、後日商品に係る代金を市（中間事業者）から受ける。

3 応募要件等

(1) 返礼品提供事業者の適格について

次の要件を原則としてすべて満たすことが必要です。

- ア 市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場を有する法人、団体又は個人事業者であること（特産品等の PR に寄与すると市が判断した場合は、その限りではない）
- イ 各種法令等を遵守した生産、製造、販売又はサービスの提供を行っていること
- ウ 代表者等が「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団の構成員等でないこと
- エ 市税等の滞納がないこと
- オ インターネットが利用できる環境を有していること
- カ Web サイト等に返礼品の写真提供等が可能なこと（提出する写真等は、著作権、肖像権等の侵害なく利用できるものに限り、当該権利侵害があった際には返礼品提供事業者が責任を負うこと）
- キ 個人情報の取り扱い、その他本要領の趣旨に賛同し、責任を持った対応ができる事業者であること
- ク 京丹後市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書兼誓約書（別紙参照）を提出すること

(2) 返礼品の適格について

次の要件をすべて満たす商品等とします。

- ア 平成 31 年 4 月 1 日付け総税市第 17 号「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」（別紙参照）により総務省地場産品基準に適合しているもの
- イ 品質及び数量の面において、一定の供給が見込めるもの（ただし、期間限定や数量限定で供給可能なものは取扱可能）

(3) その他

- ア (1)、(2) の条件に適合しても、公序良俗に反するおそれがある場合、本市及び中間事業者と綿密な連携が取れない場合又は適切な返礼品提供ができない場合など返礼品提供事業者として適当でないと認められる場合は、返礼品提供事業者の参加又は返礼品の登録をお断りすることがあります。
- イ 返礼品提供事業者又は返礼品としての適格性を判断するため、登録（登録後を含む）に際し、事業所、製造所、作業所又はサービスを提供している場所について立ち入り、内容を確認させていただく場合があります。

4 返礼品提供等に関する契約等

返礼品提供事業者は、返礼品提供等に関して、中間事業者と契約を交わします。

なお、返礼品提供事業者と中間事業者との主な関わりは次のとおりです。

- ア 中間事業者は、返礼品の内容等について返礼品提供事業者に助言等を行います。
- イ 両者での調整により、返礼品の仕入れ額や交換に必要な交換ポイント等の諸条件

を決定します。但し、最終的な寄附金額の決定は市が行います。

- ウ 返礼品の受発注については、原則としてメール及び管理システムにより行っていただきます。
- エ 返礼品代金は、原則として返礼品の配送が完了した後、中間事業者から返礼品提供事業者に支払われます。

5 返礼品の情報発信

返礼品の情報は、ポータルサイトに掲載して周知します。（写真、商品名、提供事業者名等）

6 返礼品の発送

(1) 2 (1) ア、ウ～コのポータルサイト

返礼品は、指定配送業者（ヤマト運輸）が集荷し、配送します。返礼品提供事業者には、返礼品の準備及び梱包まで行っていただきます。

(2) さとふる

返礼品は、指定配送業者（佐川急便）が集荷し、配送します。返礼品提供事業者には、返礼品の準備及び梱包まで行っていただきます。（ヤマト運輸への切替可）

(3) その他

中間事業者毎の指定配送業者による配送が原則となりますが、クリックポスト等の独自の配送方法により配送いただくことも可能です。別途、返礼品提供事業者自身で納品登録や送料請求を行っていただく必要がある場合がございますので、指定配送業者以外の方法による配送を希望される場合は、事前にご相談ください。

7 返礼品提供開始までの流れ（手続き）

返礼品として商品等の出品を希望する事業者は、市役所担当課を通じて次の流れで手続きしてください。

(1) 事前連絡

市役所担当課まで、事前に電話又はメールでご一報ください。本市又は中間事業者からふるさと納税への出品に係る説明を行い、出品を希望される返礼品の内容等をお伺いし、登録に必要な様式をメール送付します。

(2) 調整

中間事業者との契約や返礼品に関する詳細については、中間事業者と調整のうえ決定することになります。

(3) 契約

中間事業者との間で、返礼品提供等に関する契約を締結してください。

(4) その他

ア 具体的な準備等については、中間事業者から連絡します。

イ ポータルサイトへの掲載等の準備が完了後、返礼品提供を開始します。

ウ 2 (1) サ～スのふるさと納税ポータルサイトについては、ポータルサイト事業者から当該サイトへの掲載を求められる場合がありますので、その場合は別途ご相談いたします。

8 返礼品贈呈事業中間事業者（中間事業者）

(1) 2 (1) ア、ウ～コのポータルサイト

ア 事業者 シフトプラス株式会社
イ 所在地 宮崎県都城市宮丸町 3070-1
ウ 営業所 佐賀県唐津市鏡字北牟田 4337-1
エ 窓口 TEL：050-5371-8358（京丹後ふるさと納税サポート室）

(2) さとふる

ア 事業者 株式会社さとふる 本店
イ 所在地 東京都中央区京橋 2 丁目 2 番 1 号
ウ 窓口 さとふるサポートセンター
参加申込送り先：cs@satofull.co.jp TEL：03-6895-1883

(3) 2 (1) サ～スのポータルサイト

出品希望の際は、一度市役所担当課まで、事前に電話又はメールまでご一報ください。

9 注意事項等

(1) 寄附者の個人情報の取扱いについて

ア 返礼品提供事業者は、本事業により取得する寄附者の個人情報を、返礼品発送の目的以外に利用することはできません。また、第三者へ当該個人情報を提供することはできません。

イ 寄附者へダイレクトメール等を送ることはできません。ただし、寄附者への返礼品発送時に、自社商品等パンフレットを同封することで、自社商品 PR 等が可能です。なお、返礼品の提供価格がわかる内容のものは同梱できません。

(2) 損害賠償について

ア 返礼品提供事業者は、当該事業の遂行に当たり、本市又は寄附者に対して損害を与えた場合は、その損害を本市又は寄附者へ賠償しなければならない。ただし、本市の責に帰すべき事由により損害が生じた場合を除く。

10 連絡先

京丹後市役所 市長公室 ふるさと応援推進課
〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地
TEL：0772-69-1100 FAX：0772-69-0901 メール：furusui@city.kyotango.lg.jp